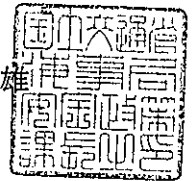




国海安第247号
平成30年1月5日

一般社団法人 日本船用工業会
専務理事 北村 正一 殿

国土交通省海事局安全政策課長
石原 典雄



船舶消防設備規則の一部改正について（通知）

船舶消防設備規則の一部改正が平成29年12月28日に公布されましたので、ご了知頂きますようお願い致します。

また、関係各位への周知方お取り計らい頂きますようお願い致します。



船舶消防設備規則の一部改正について

1. 改正の背景

国際海事機関（IMO）第 97 回海上安全委員会（MSC）（平成 28 年 11 月開催）において、船舶の油だきボイラ室等に備え置きが義務付けられている泡消火器の備付けを免除するための海上における人命の安全のための国際条約（SOLAS 条約）附属書の改正（平成 32 年 1 月 1 日発効）が採択された。

本改正については、本年 6 月に開催された第 98 回海上安全委員会の合意に基づき、できる限り早期に国内法において措置されるよう SOLAS 条約締約国に要請する回章が出されているところである。

そのため、当該条約附属書の改正の発効に先立ち、今般、船舶消防設備規則の改正を行う。

2. 改正の概要

船舶の油だきボイラ室等のボイラが機関室局所消火装置によって保護されている場合は、容量 135 リットル以上の泡消火器等の備付けを免除する等の改正を行う。

3. 今後のスケジュール

公 布： 12 月 28 日

施 行： 公布の日と同日

○国土交通省令第 号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二条第一項の規定に基づき、船舶消防設備規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年 月 日

国土交通大臣 石井 啓一

船舶消防設備規則の一部を改正する省令

船舶消防設備規則（昭和四十年運輸省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。



(油だきボイラ室等における消防設備)

第四十四条 (略)

2 (略)

3 第一種船等には、油だきボイラ室に、容量が百三十五リットル以上の泡消火器又はこれと同等以上の効力を有する消火器を一個備え付けなければならない。この場合において、当該消火器には、油だきボイラ室及び燃料油設備の一部がある場所のいずれの部分にも達することができるホースをリールに巻いて添えなければならない。ただし、油だきボイラのある場所に機関室局所消火装置を備え付ける場合には、当該消火器を備え付けることを要しない。

4 沿海区域又は平水区域を航行区域とする第二種船には、油だきボイラ室に、容量が四十五リットルの移動式の泡消火器又はこれと同等以上の効力を有する消火器を一個備え付けなければならない。ただし、油だきボイラのある場所に機関室局所消火装置を備え付ける場合には、当該消火器を備え付けることを要しない。

5 8 (略)

(油だきボイラ室等における消防設備)

第五十九条 (略)

2 (略)

3 前項の船舶には、油だきボイラ室に、容量が百三十五リットル以上の泡消火器又はこれと同等以上の効力を有する消火器(油だきボイラの出力が百七十五キロワット未満である場合には、容量が四十五リットルの移動式の泡消火器又はこれと同等以上の効力を有する消火器)を一個備え付けなければならない。この場合において、当該消火器には、油だきボイラ室及び燃料油設備の一部がある場所のいずれの部分にも達することができるホースをリールに巻いて添えなければならない。

(油だきボイラ室等における消防設備)

第四十四条 (略)

2 (略)

3 第一種船等には、油だきボイラ室に、容量が百三十五リットル以上の泡消火器又はこれと同等以上の効力を有する消火器を一個備え付けなければならない。この場合において、当該消火器には、油だきボイラ室及び燃料油設備の一部がある場所のいずれの部分にも達することができるホースをリールに巻いて添えなければならない。

4 沿海区域又は平水区域を航行区域とする第二種船には、油だきボイラ室に、容量が四十五リットルの移動式の泡消火器又はこれと同等以上の効力を有する消火器を一個備え付けなければならない。

5 8 (略)

(油だきボイラ室等における消防設備)

第五十九条 (略)

2 (略)

3 前項の船舶には、油だきボイラ室に、容量が百三十五リットル以上の泡消火器又はこれと同等以上の効力を有する消火器(油だきボイラの出力が百七十五キロワット未満である場合には、容量が四十五リットルの移動式の泡消火器又はこれと同等以上の効力を有する消火器)を一個備え付けなければならない。この場合において、当該消火器には、油だきボイラ室及び燃料油設備の一部がある場所のいずれの部分にも達することができるホースをリールに巻いて添えなければならない。

い。ただし、油だきボイラのある場所に機関室局所消火装置を備え付ける場合には、当該消火器を備え付けることを要しない。

い。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。